

[事案 2023-57] 説明請求

・令和5年5月24日 不受理決定

<事案の概要>

認知症保険の申込みをしたところ引受不可とされたことから、理由の説明を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、契約の引受けにかかる判断基準、それを開示するか否かの判断は、いずれも保険会社の経営に関する重要な事項となることから、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合に、これを救済するための裁判外紛争解決機関であり、会社の経営に関する事項の妥当性を検証する機関ではないことから、申立てを不受理とした。